

広島県告示第百六十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、安芸高田市甲田町所在の次の表の上欄に掲げる字の区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨、安芸高田市長から届出があった。

なお、この字の区域の変更は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十九条の規定によって、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から効力を生ずる。

平成二十四年二月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

上		欄		下		欄	
大字	字	地	番	大字	字		
上小原	信清	三三五の一と三三六の一の筆界未 定地の一部、三三七の一、三三八 の一の一部及びこれらの区域に隣 接介在する道路・水路である市有 地の一部		上小原	建石		
	建石	四八三の三の一部、四八七の二の 一部、四九〇の三の一部及びこれ らの区域に隣接介在する道路・水 路である市有地の一部			竹光		
	竹光	四九四の一の一部、四九四の二の 一部、四九四の三の一部、四九四 の四の一部、五二〇の九の一部及 びこれらの区域に隣接する道路で ある市有地の一部並びに四九三の 一地先の水路である市有地の一部			建石		
	古原崎	五〇四の一部及びこれらの区域に 隣接する道路・水路である市有地 の全部			古原崎		
		六二〇の一の一部、六二〇の二の 一部、六二〇の六から六二〇の 九、六二〇の一〇の一部、六二〇 の一、六二一の一の一部、六二 一の二の一部、六二一の三の一部 及びこれらの区域に隣接する道路 である国有地の全部			竹光		
		六七六の一部及びこれらの区域に 隣接する道路・水路である市有地 の全部			簾ヶ迫		

	正学	中合	寺元	簾ヶ迫
	<p>一〇七〇の三の一部及びこれらの区域に隣接する道路である市有地の全部並びに字正学一二三一の六に隣接する道路である市有地の一部</p> <p>一二三〇の一部、一二三一の六の一部、一二三二の二の一部及びこれらの区域に隣接する水路である市有地の一部</p>	<p>一〇七〇の三の一部及びこれらの区域に隣接する道路である市有地の全部並びに字正学一二三一の六に隣接する道路である市有地の一部</p> <p>九五九の一部、九六〇の二の一部、九六一の二の一部、九六三の二の一部、九六三の三の一部、九六三の五の一部、九六六の二の一部、九七一の二の一部及びこれらの区域に隣接する水路である市有地の全部</p>	<p>九五九の一部、九五二の二の一部、九五二の二の一部及びこれらの区域に隣接する道路である市有地の全部並びに九三三の二地先の道路である市有地の一部</p>	<p>六八三の二の一部、六八四の二の一部、六八八の二の一部及びこれらの区域に隣接する水路である市有地の全部</p>
	中合	正学	寺元	中合
				古原崎